



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月10日金曜日 第1499号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（5件）.....1053
- 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（5件）.....1056
- 指定居宅支援事業者の指定（3件）.....1059
- 地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示.....1059
- 新たな土地改良事業の施行の認可（3件）.....1060
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（5件）.....1060
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....1061
- 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1061
- 家畜人工授精師の免許証の交付.....1061
- 土地収用法に基づく事業の認定.....1061
- 道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....1062
- 道路の区域変更（県道八幡浜宇和線）.....1062
- 道路の供用開始（"）.....1062

- 道路の区域変更（県道節安下鍵山線）.....1063
- 道路の供用開始（"）.....1063
- 公聴会の開催（5件）.....1063
- 開発行為に関する工事の完了.....1065

公 告

- ミリ波ネットワークアナライザの購入.....1065
- 通信機器の借入れ.....1066

正 誤

平成15年9月30日付け第1496号愛媛県地方労働委員会告示第2号（労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の一部改正）中.....1067

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1946号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに川之江市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジグラン川之江	川之江市妻鳥町1136番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	平成15年10月1日	平成15年9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時20分から午後10時30分まで	午前8時45分から午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時30分から午後6時まで	午前6時から午後6時まで		
ヴェスタ川之江店	川之江市川之江町1896番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年10月1日	平成15年9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後9時30分まで	午前8時45分から午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時から午後4時まで	午前6時から午後6時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに川之江市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1947号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに伊予三島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジ三島店	伊予三島市中央一丁目字陣屋1928番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年10月1日	平成15年9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から 午後9時30分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時30分から 午後6時まで	午前6時から 午後6時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに伊予三島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1948号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジグラン新居浜	新居浜市新須賀町二丁目555番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年10月1日	平成15年9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から 午後12時まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前8時から 午後5時まで	午前6時から 午後6時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有

する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1949号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
フジグラン西条	西条市新田字北新田235番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 10月1日	平成15年 9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から 午後9時30分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
フジ西条店	西条市登り道1585番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前8時から 午後9時まで	午前6時から 午後6時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1950号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに広見町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジ見店	北宇和郡広見町近永390番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年10月1日	平成15年9月30日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午後9時まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前8時から 午後5時まで	午前6時から 午後6時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに広見町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1951号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
パルティ・フジ本郷	新居浜市本郷一丁目889番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年10月1日	平成15年9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
パルティ・フジ東田	新居浜市東田二丁目1337番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年10月1日	平成15年9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1952号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジ西条玉津店	西条市玉津564番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 10月1日	平成15年 9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1953号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジ東予店	東予市三津屋南2番地25	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年 10月1日	平成15年 9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1954号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジグラン今治	今治市東門町五丁目840番地117	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年10月1日	平成15年9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
パルティ・フジ今治	今治市小泉四丁目5番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年10月1日	平成15年9月29日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1955号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジ八幡浜店	八幡浜市江戸岡1252番地9	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年10月1日	平成15年9月30日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時15分から 午後9時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有

する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1956号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300099112	有限会社しらさぎ	大洲市平野町野田27 51番地2	三 瀬 久美子	児童居宅介護	ヘルパーステーション しらさぎ宇和島事業所	宇和島市川内字大黒 田甲2096番地2	平成15年 10月1日

○愛媛県告示第1957号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100112115	社会福祉法人中島町 社会福祉協議会	温泉郡中島町大字大 浦3081番地2	忽 那 正二郎	身体障害者居 宅介護	社会福祉法人中島町 社会福祉協議会指定 居宅介護事業所	温泉郡中島町大字大 浦3081番地2	平成15年 10月1日
38000100113113	有限会社しらさぎ	大洲市平野町野田27 51番地2	三 瀬 久美子	身体障害者居 宅介護	ヘルパーステーショ ンしらさぎ宇和島事 業所	宇和島市川内字大黒 田甲2096番地2	平成15年 10月1日
38000100114111	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目 24番38号	寺 川 駿	身体障害者居 宅介護	株式会社悠遊社大洲 事業所	大洲市若宮467-11	平成15年 10月1日

○愛媛県告示第1958号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200128110	社会福祉法人中島町 社会福祉協議会	温泉郡中島町大字大 浦3081番地2	忽 那 正二郎	知的障害者居 宅介護	社会福祉法人中島町 社会福祉協議会指定 居宅介護事業所	温泉郡中島町大字大 浦3081番地2	平成15年 10月1日
38000200129118	有限会社しらさぎ	大洲市平野町野田27 51番地2	三 瀬 久美子	知的障害者居 宅介護	ヘルパーステーショ ンしらさぎ宇和島事 業所	宇和島市川内字大黒 田甲2096番地2	平成15年 10月1日
38000200130140	社会福祉法人宇和島 福祉協会	宇和島市三浦東4122 番地4	緒 賀 正 輝	知的障害者地 域生活援助	グループホームすま いる	北宇和郡松野町豊岡 899番地	平成15年 10月1日
38000200131114	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目 24番38号	寺 川 駿	知的障害者居 宅介護	株式会社悠遊社大洲 事業所	大洲市若宮467-11	平成15年 10月1日

○愛媛県告示第1959号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成15年度の事業計画及び調査成果のシステム化の

実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	古川北の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査(概況調査)
宇和島市	大字坂下津の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
大洲市	大字柳沢の一部	平成16年3月31日まで	数値情報化
重信町	大字山之内の一部	平成16年3月31日まで	地籍調査
川内町	大字則之内の一部 大字河之内の一部	平成16年3月31日まで "	地籍調査 "
柳谷村	大字西谷の一部外	平成16年3月31日まで	数値情報化
松前町	大字恵久美外	平成16年3月31日まで	数値情報化
津島町	大字高田の一部外	平成16年3月31日まで	数値情報化

○愛媛県告示第1960号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、重信町田窪土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・門田地区)の施行を平成15年9月25日認可した。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1961号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、川内町南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・八幡地区)の施行を平成15年9月25日認可した。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1962号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、川内町北方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・上海上地区)の施行を平成15年9月25日認可した。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1963号

伊予三島市寒川町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大倉地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大倉地区)計画書の写し
- (2) 伊予三島市寒川町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

伊予三島市役所

○愛媛県告示第1964号

伊予三島市中央土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・具定地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・具定地区)計画書の写し
- (2) 伊予三島市中央土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

伊予三島市役所

○愛媛県告示第1965号

土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・北本郷揚水地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・北本郷揚水地区)計画書の写し
- (2) 土居町小林土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第1966号

土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下飯武揚水地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下飯武揚水地区)計画書の写し

い排水)・下飯武揚水地区)計画書の写し

(2) 土居町土居土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第1967号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・八日市揚水地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・八日市揚水地区)計画書の写し

(2) 土居町長津土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第1968号

東予市河原津土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準

用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 東予市河原津土地改良区土地改良事業(維持管理)計画書の写し

(2) 東予市河原津土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

東予市役所

○愛媛県告示第1969号

菊間町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中井出地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中井出地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

菊間町役場

○愛媛県告示第1970号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名
第1773号	平成15年10月10日	牛	家畜人工授精の業務	香川県	周桑郡丹原町願連寺208番地1	寺井智子 昭和55年1月22日

○愛媛県告示第1971号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 起業者の名称

津島町

2 事業の種類

北灘公民館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県北宇和郡津島町北灘字新田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成15年9月4日に、津島町から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
社会教育法第21条第1項において、「公民館は市町村が設置する」と規定されていることから、本件事業の起業者である津島町は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、起業者は本件事業の実施年度に必要となる工事費、用地補償費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは確実と認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、津島町の北灘地区の住民を対象とした公民館を移転新築するものである。

ア 本件事業は、生涯学習等の拠点施設を整備することにより、地区住民の教養や芸術文化活動の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するものであり、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、事業の規模が環境影響評価の対象事業となるような規模ではないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微

であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
本件事業は、地区住民の多様なニーズに総合的にこたえ、地区住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の活動拠点として、地区住民の強い要望に基づき整備するものであり、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論
(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
津島町役場

○愛媛県告示第1972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	上尾峠久万線	伊予郡広田村満穂42番地先から 同村満穂60番地先まで	旧	メートル 39.27.0	キロメートル 0.099	
			新	72.27.0	0.099	

○愛媛県告示第1973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	八幡浜宇和線	八幡浜市釜倉2番耕地625番11から 同市釜倉2番耕地555番1地先まで	旧	メートル 16.4.39.0	キロメートル 0.165	
			新	20.4.147.6	0.165	

○愛媛県告示第1974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市釜倉2番耕地625番11から 同市釜倉2番耕地555番1地先まで	平成15年10月10日

○愛媛県告示第1975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川上1391番5から 同大字1399番6まで	旧	メートル 3.0~6.0	キロメートル 0.056	
			新	9.5~15.5	0.056	

○愛媛県告示第1976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川上1391番5から 同大字1399番6まで	平成15年10月10日

○愛媛県告示第1977号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成15年10月27日（月）午後2時から
- 2 場所 西条市喜多川796番地の1
西条地方局7階第1・2会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件
 - 東予広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
 - 川之江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
 - 伊予三島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
 - 土居都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
 - (2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町村の住民及び利害関係者に限る。）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成15年10月22日（水）まで

(3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
（電話 089 912 2738）

○愛媛県告示第1978号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 日時 平成15年10月28日（火）午後2時から
- 2 場所 今治市旭町1丁目4番地9
今治地方局4階大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件
今治広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案及び今治広域都市計画区域の区域区分の案について
菊間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
 - (2) 案件の概要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

4 公述の申出等

- (1) 公述の申出
公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町村の住民及び利害関係者に限る。）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- (2) 申出の期限
平成15年10月23日（木）まで
- (3) 問い合わせ先
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
（電話 089 912 2738）

○愛媛県告示第1979号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 日時 平成15年11月4日（火）午後2時から
- 2 場所 松山市北持田町132番地
松山地方局7階大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件
松山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案及び松山広域都市計画区域の区域区分の案について
久万都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
 - (2) 案件の概要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画

区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

4 公述の申出等

- (1) 公述の申出
公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町村の住民及び利害関係者に限る。）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- (2) 申出の期限
平成15年10月30日（木）まで
- (3) 問い合わせ先
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
（電話 089 912 2738）

○愛媛県告示第1980号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 日時 平成15年11月5日（水）午後2時から
- 2 場所 八幡浜市北浜1丁目3番37号
八幡浜地方局7階中会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件
大洲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
八幡浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
長浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
内子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
保内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
三瓶都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
宇和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
野村都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
 - (2) 案件の概要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめ

とした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町村の住民及び利害関係者に限る。)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成15年10月31日(金)まで

(3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
(電話 089 912 2738)

○愛媛県告示第1981号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 日時 平成15年11月6日(木)午後2時から
- 2 場所 宇和島市天神町7番1号
宇和島地方局7階第2会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件

南予レクリエーション都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について

広見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町村の住民及び利害関係者に限る。)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成15年11月4日(火)まで

(3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
(電話 089 912 2738)

○愛媛県告示第1982号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局伊土検(開)第27号 平成15年9月24日	伊予市上野字不老1292番1	大阪市淀川区東三国三丁目12番72号 東三国社宅305号 野 鷲 増 夫

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
ミリ波ネットワークアナライザの購入
 - (2) 購入物品名及び数量
ミリ波ネットワークアナライザー式(ミリ波ネットワークアナライザ本体一式、誘電体レンズ付きホーンアンテナ一式、附属機器一式、制御用パソコン一式、操作トレーニング一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)
 - (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成16年3月31日

(5) 納入場所

愛媛県工業技術センター

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入

札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）941 2111 内線 3034

- (2) 入札書の受領期限
平成15年11月21日（金）午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成15年11月21日（金）午後2時
愛媛県総務部管理局総務管理課会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Millimeter Wave Network Analyzers ,1 sets

- (2) Time limit of tender: 2:00p.m., 21 November 2003
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 3034

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
通信機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
通信機器一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成16年1月1日から3月31日まで
- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部総務室会計課調度第一係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話（089）934 0110 内線 2231

- (2) 入札書の受領期限

平成15年11月21日（金）午前11時00分

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成15年11月21日（金）午前11時00分
愛媛県警察本部第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
Network Equipment , 1 set
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m. , 21 November 2003
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2231

正 誤

○正 誤

平成15年9月30日付け第1496号愛媛県地方労働委員会告示第2号（労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の一部改正）中

ページ	箇所	誤	正
1022	下から10行目	表を次のように定める	表を次のように改める
1022	表の労働組合法第2条第1号に規定する者欄中1段目上から4行目	財政課	財務課

